明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○平成三十一年総務省告示第百二十九号の一部を訂正する件（**総務**九二）　一
○平成三十一年総務省告示第百三十号の一部を訂正する件（**同**九三）　二
○政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件（**同**九四、九六）　三
○政党助成法第二十一条第一項の規定による政党の解散等の届出があったので公表する件（**同**九五）　四
○未交付金の交付を受けるべき政党の名称及び当該未交付金の額を公表する件（**同**九七）　五
○政党助成法第三十三条第三項の規定による政党交付金による支出に充てていない政党交付金の引継の届出があったので公表する件（**同**九八）　六
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（**財務**六四～七〇）　七
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（**同**七一～七三）　一三

〔官庁報告〕

官庁事項

人事院年次報告（業務状況報告）（内閣）　一五

〔公　告〕

諸事項

官庁
公証人法第十三条に規定する公証人の採用関係　一七

裁判所
破産、免責、再生関係　一八

特殊法人等
型式適合認定関係　二〇

地方公共団体
行旅死亡人関係　二二

会社その他

会社決算公告　二三